



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 4 日 (金)
第 8 7 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (131) (福祉保健課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関の一部改正 (132) (〃) 3
	指定構造計算適合性判定機関の委任 (133) (住まいまちづくり課) 4
	基本測量の終了 (134) (県土総務課) 4
	車両制限令による道路等の指定 (135) (道路企画課) 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (136) (鳥取県土整備事務所) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (137) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	採石法による採取計画の認可の公表 (138) (西部総合事務所米子県土整備局) 5
◇ 正 誤	平成28年 2 月 2 日付鳥取県告示第74号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、介護老人保健施設の名称、居宅介護事業者の主たる事務所の所在地、居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地、介護予防事業者の主たる事務所の所在地、居宅介護事業所の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
介護老人保健施設さくらの郷	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成27年7月1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町南三丁目237-1	ともの家吉成	鳥取市吉成南町一丁目28-7	認知症対応型通所介護	平成27年5月26日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう訪問看護ステーションすずらん	鳥取市末広温泉町203	訪問看護	平成27年12月1日
〃	〃	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	訪問看護、居宅療養管理指導	〃
〃	〃	わかさ生協診療所訪問リハビリテーション	〃	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	わかさ生協診療所デイスサービスさくら	〃	通所介護	〃
〃	〃	介護老人保健施設さくらの郷	〃	短期入所療養介護	〃
〃	〃	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	〃	〃
有限会社和企画	倉吉市下余戸161-1	訪問介護のぞみ	倉吉市下余戸161-1	訪問介護	平成27年12月7日
〃	〃	デイスサービスセンター和	〃	〃	〃
〃	〃	デイスサービス	倉吉市大原634-	〃	〃

		センターほほえみ	3		
--	--	----------	---	--	--

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう訪問看護ステーションすずらん	鳥取市末広温泉町203	介護予防訪問看護	平成27年12月1日
〃	〃	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	〃
〃	〃	わかさ生協診療所訪問リハビリテーション	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	わかさ生協診療所デイサービスさくら	〃	介護予防通所介護	〃
〃	〃	介護老人保健施設さくらの郷	〃	介護予防短期入所療養介護	〃
〃	〃	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	〃	〃
有限会社和企画	倉吉市下余戸161-1	訪問介護のぞみ	倉吉市下余戸161-1	介護予防訪問介護	平成27年12月7日
〃	〃	デイサービスセンター和	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターほほえみ	倉吉市大原634-3	〃	〃

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成27年12月1日

鳥取県告示第132号

平成27年鳥取県告示第795号（鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関について）の一部を次のとおり改正する。

平成28年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

附属機関の名称	変更事項	変更前	変更後
---------	------	-----	-----

鳥取県生活保護システム構築業務企画提案書評価委員会	設置期間	平成27年12月11日から平成28年3月31日まで	平成27年12月11日から平成28年7月31日まで
---------------------------	------	---------------------------	---------------------------

鳥取県告示第133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成28年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
株式会社ジェイ・イー・サポート 広島県広島市中区八丁堀15-8	鳥取県全域	広島県広島市中区八丁堀15-8	構造計算適合性判定を必要とする全ての建築物の判定	平成28年2月26日

鳥取県告示第134号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域 鳥取市及び岩美郡岩美町
- 3 終了年月日 平成28年2月16日

鳥取県告示第135号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成28年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	伏野覚寺線	鳥取市安長197-1地先から同市松並町一丁目101地先まで	平成28年4月1日

- 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦

寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第136号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月4日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市気高町八束水字短尾2309-5、2708-108 (2,217平方メートル)	砂(5,072.14立方メートル)	採取の期間	平成27年3月10日から平成28年3月9日まで	平成27年3月10日から平成29年3月9日まで	平成28年2月18日

鳥取県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 e v e r g r e e n	米子市米原一丁目8-13	ヘルパーステーションカルミア	米子市米原一丁目8-13	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成28年3月1日

鳥取県告示第138号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
景山総業有限公司 代表取締役 景山 和義	鳥根県安来市神庭町83	西伯郡伯耆町三部字向山ノ二914-1外25筆(68,541.1平方メートル)	風化花崗岩 (201,730.5立方メートル)	平成28年2月22日から平成32年2月21日まで	平成28年2月19日

正 誤

平成28年2月2日付鳥取県公報第8770号の鳥取県告示第74号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から14

誤 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

正 立木の伐採の限度